

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年4月23日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ベルジョイス

イ 株式会社しまむら

ウ 株式会社薬王堂

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上ショッピングプラザ 北上市九年橋三丁目13番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 令和6年4月22日

(5) 変更の理由 来客者の利便性向上のため

2 届出年月日 令和6年4月5日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所